

令和6年定例会 12月定期議会 教育民生常任委員会調査報告書

令和6年12月19日

教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和6年9月10日～令和6年12月1日

日時	活動区分	内 容	頁
9.10(火) 13:00～13:47	検 討	《委員のみ》 ■9月定期議会中における委員会並びに分科会日程について ■委員会調査報告書等について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名	—
9.19(木) 14:28～14:35	所管事務調査①	《市民生活部》 ■新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の概要について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名 市民生活部 佐々木部長ほか4名	—
9.24(火) 9:57～11:48 13:00～13:45	所管事務調査②	《医療局、市民生活部》 ■病院事業中長期計画（第4次病院改革プラン）令和5年度の業務実績に関する評価結果について ■令和6年度 登米市病院事業（患者数、料金収入）〔4月～7月の状況〕について ■第三期登米市子ども・子育て支援事業計画素案の概要について ■よねやま保育園の認定こども園化について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員7名 医療局 松本病院事業管理者ほか12名 市民生活部 佐々木部長ほか6名	4
11.7(木) 9:54～10:49	所管事務調査③	《市民生活部》 ■戸籍総合システム更新業務等について ■高齢者緊急ショートステイ事業について ■登米高齢者コミュニティセンターの今後の方向性について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員6名 市民生活部 佐々木部長ほか6名	8
11.7(木) 11:07～12:00	検 討	《委員のみ》 ■年間活動計画（ロードマップ）について ■陳情書の取り扱いについて 〔出席者〕 田口委員長ほか委員6名	—

日時	活動区分	内 容	頁
11. 15(金) 13:30～14:15	所管事務調査④ (現地調査)	《教育部》 ■登米市の I C T 教育について (佐沼小学校) 〔出席者〕 田口委員長ほか委員 7 名 教育部 小林部長ほか 5 名	13
11. 15(金) 14:35～16:36	所管事務調査⑤	《教育部、市民生活部》 ■新図書館機能検討委員会の検討状況について ■学校プール及び水泳授業の取扱いについて ■登米市立米山幼稚園の今後について ■第三期登米市子ども・子育て支援事業計画 (案) に ついて 〔出席者〕 田口委員長ほか委員 7 名 教育部 小林部長ほか 6 名 市民生活部 佐々木部長ほか 6 名	15
11. 15(金) 16:38～16:50	検 討	《委員のみ》 ■意見交換会で聴取した意見等の対応について ■宮城県市議会議長会春季定期総会提案議案について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員 7 名	—
11. 26(火) 13:30～15:40	委員間討議	《委員のみ》 ■意見交換会で聴取した意見等の対応について ■宮城県市議会議長会春季定期総会提案議案について ■委員会調査報告書等について 〔出席者〕 田口委員長ほか委員 7 名	—

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和6年9月24日（火） 午後1時～午後1時45分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第2委員会室
3. 事 件：よねやま保育園の認定こども園化について
4. 参 加 者：委員長 田口 政信、副委員長 熊谷 康信
委 員 鈴木 実、首藤 忠則、佐藤 千賀子、岩淵 正宏、
伊藤 栄、八木 しみ子

(市民生活部) 市民生活部長 佐々木 美智恵、
市民生活部理事兼少子化対策推進監 永浦 広巳、
福祉事務所長 武田 康博、
子育て支援課長 伊藤 奈美、
子育て支援課長補佐兼子育て支援係長 木川田 崇、
子育て支援課主査 石川 悟、
市民生活課長補佐（総合調整） 千葉 哲彦

(議会事務局) 主査 小野寺 崇
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■よねやま保育園の認定こども園化について

(概 要)

1. 現状

本市では、市立幼稚園・保育所施設のあり方について基本的な方向性を示すため、「登米市市立幼稚園・保育所再編方針」を策定し、就学前児童を育てている保護者の教育・保育ニーズに応える方策の一つとして、これまで「認定こども園」の整備を進めてきた。

米山地区においては、米山幼稚園とよねやま保育園を統合し一体的な幼保連携型認定こども園の設置を目指すとしており、よねやま保育園に機能を集約する方向性としているが、これまで幼稚園の利用ニーズが一定程度あり、よねやま保育園では定員を上回る利用状況が続いていたことから、施設規模等の課題があり、集約化が困難な状況となっていた。

2. 課題

米山幼稚園は園児数が9名（令和6年5月1日現在）と急激に減少しており、良好な教育・保育環境の確保のため、速やかな対応が必要である。

●米山幼稚園の園児数の推移 (単位：人)

年度	4歳児	5歳児	合計
R 2	12	37	49
R 3	6	12	18
R 4	10	7	17
R 5	5	10	15
R 6	4	5	9

※毎年5月1日基準

※令和3年度までは、米山東幼稚園・米山西幼稚園を合算している。

※利用定員は、令和3年度まで140人（米山東幼稚園70人・米山西幼稚園70人）、令和4年度以降は70人

3. 今後の方向性

【再編】

認定こども園化は、令和9年4月の小学校再編に併せて整備する方向としているが、良好な教育・保育環境を確保し、小学校再編前にこども園化することで、児童の交流の機会が確保され円滑に小学校へ入学できるよう、令和8年4月に実施する方向で検討を進めたい。

認定こども園の定員は、現在の保育ニーズに対応するため、保育所機能分を90人のままとし、幼稚園機能分を10人加え、定員100人としたい。

●児童数の推移

年度	米山幼稚園				よねやま保育園							
	3歳	4歳	5歳	小計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計
R 4	—	10	7	17	9	18	18	19	25	25	114	131
R 5	—	5	10	15	9	14	18	22	20	25	108	123
R 6	—	4	5	9	9	18	15	19	25	18	104	113

●定員設定

1号 10名（幼稚園機能）
 2号 50名（保育所機能）
 3号 40名（保育所機能）
 計 100名

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員	9	15	16	19	19	22	100
	3号			1号	3	3	4
	40			2号	16	16	18
							50

3. 今後の方向性

【施設改修】

《概要》

よねやま保育園：平成13年築（築23年）・木造平屋建（耐用年数24年）

※これまでの主な修繕箇所：暖房便座設置（H27）、エアコン設備更新（R2）、
 外壁・屋根・樋を一部修繕（R5）

施設の長寿命化の観点から改修が妥当な時期となっており、令和7年度に実施設計、令和8年度に改修工事を行いたい。（主な改修内容：屋根・外壁の全面塗装等）

【民営化】

「登米市市立幼稚園・保育所再編方針」に基づき、これまで市立施設を再編整備するにあたっては、認定こども園化と併せて民営化を検討し移行してきたが、幼稚園児の減少により「教育・保育環境の確保」が喫緊の課題であることから、こども園化を先行して実施し、民営化については、運営事業者の選考や移行の準備期間が必要であることから令和9年4月としたい。

4. 今後のスケジュール

令和8年度：認定こども園化

令和9年度：民営化

(所 見)

概要の通り、園児数の減少により、速やかな対応が必要となったとの説明を受けた。

子供の数が想定を上回るスピードで減少していることは、今回の米山地区だけに限らず、今後、市内全域で起こり得ることも想定されることから、小中学校再編構想の在り方や、施設及び学校の適正規模の考え方など、教育環境を整えていく上で大きな課題となるのではないかと考える。

今後、本常任委員会としても、想定を超える人口動態の変動状況を注視していくとともに、子供たちにとってより良い保育・教育環境の整備に向けた調査・研究を積極的に行うべきと考える。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和6年11月7日（木） 午前9時54分～午前10時49分

2. 場 所：迫庁舎 3階 第2委員会室

3. 事 件：高齢者緊急ショートステイ事業について

4. 参 加 者：委員長 田口 政信、副委員長 熊谷 康信
委 員 鈴木 実、首藤 忠則、佐藤 千賀子、
伊藤 栄、八木 しみ子

（市民生活部）市民生活部長 佐々木 美智恵、福祉事務所長 武田 康博、
市民生活部次長兼市民生活課長 幡江 健樹、
長寿介護課長 鈴木 清美、
長寿介護課長補佐兼長寿社会係長 佐々木 恵里、
市民生活課長補佐（総合調整） 千葉 哲彦
市民生活課主幹兼戸籍係長 渡邊 敬之

（議会事務局）主査 小野寺 崇

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

■高齢者緊急ショートステイ事業について

(概 要)

1. 新規事業策定に至る経緯

高齢者への住環境の提供及び一時保護として、生活支援ハウス運営事業及び介護家族支援レスパイト事業を運営してきた。

しかしながら、年々利用者数が減少していることなどから、事業の見直しを検討した結果、下記2事業を令和6年度末をもって廃止し、令和7年度より新たに「高齢者緊急ショートステイ事業」として、高齢者に対し緊急時に養護施設や介護福祉施設において介護サービスに準じたショートステイサービスを提供する。

2. 令和6年度末廃止事業

①生活支援ハウス運営事業

独立した生活に不安のある高齢者に対し、一定期間施設における生活の場を提供し、安心して生活を送れるよう支援

＜設置場所＞東和高齢者福祉施設内（東和町米谷字新細待井2番地）

＜利用実績＞

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	11人	9人	5人
延べ日数	1,055日	790日	499日
委託料	16,000千円	15,161千円	7,210千円

②介護家族支援レスパイト事業

介護者等が緊急の事由により介護できなくなった場合に、一時的に施設において介護サービスを提供

＜受入施設＞養護老人ホーム 1事業所

特別養護老人ホーム 2事業所

認知症グループホーム 1事業所

＜利用実績＞

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	4人	3人	3人
延べ日数	50日	24日	18日
委託料	309千円	146千円	110千円

3. 事業概要

【目的】

緊急時において社会的支援を必要とする高齢者及び要援護高齢者等に対しショートステイを提供することにより、高齢者の福祉向上及び介護者の負担軽減を図る。

【対象者】

市内に居住する 65 歳以上の在宅高齢者で、下記のいずれかに該当する者

- ①要援護高齢者等が介護者の急病や事故により、緊急に一時保護を必要とし、かつ他に家族等が保護できない者
- ②家族等による虐待を受け、在宅での生活を継続すると生命又は身体に危険が生じる恐れのある者
- ③その他市長が必要と認めた者

※要介護者等は介護保険サービスによるショートステイ利用を優先する。

【利用期間】

原則 5 日以内（ただし、市長がやむを得ないと認めた場合延長可）

【受入施設】

市内に特別養護老人ホーム等を有する社会福祉法人

- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症対応型グループホーム等

※ショートステイ等を実施している社会福祉法人と空床利用によるサービス提供として契約し、自立または要支援・要介護者いずれの状態であっても受入できる体制を整える。

4. 利用料金

介護家族支援レスパイト事業の料金区分を参考に、介護保険報酬「要介護1」の費用区分を適用した。

区分	費用負担基本額			片道送迎費			食材料費	その他
	市委託料	利用者負担	合計	市委託料	利用者負担	合計		
現行	6,075 円	675 円	6,750 円	1,656 円	184 円	1,840 円	実費負担	実費負担
新規	7,650 円	850 円	8,500 円	1,656 円	184 円	1,840 円	実費負担	実費負担
比較	+1,575 円	+175 円	+1,750 円	0 円	0 円	0 円	-	-

※その他には、寝具クリーニング代、紙おむつ等を含む

※生活保護受給者は、市が10割負担

＜算定根拠＞令和6年4月改定の介護保険報酬を適用（ユニット型個室料金）

●1日当たり（要介護1を基準とし積算）

- ・ユニット型短期入所生活介護費・・・746単位
- ・看護体制加算Ⅰ・・・・・・・・・・4単位
- ・夜勤職員配置加算・・・・・・・・・・18単位
- ・緊急短期入所受入加算・・・・・・・・90単位

合計 858 単位 (8,580 円) ÷ 8,500 円 (基本額)

●送迎費 184 単位（片道）

5. 現行制度利用者への対応

①生活支援ハウス利用者

新制度では、原則長期利用ができないことから、生活に不安のある方については、必要に応じて有料老人ホーム等の入所を検討いただくなど、事前に地域包括支援センターへ調整を依頼する。

なお、令和6年10月～翌年3月までの利用者については、入所前実態調査時に説明を行う予定としている。

＜参考＞令和５年度利用者の状況（利用者：５人）

- ・既に施設入所 ２人
- ・施設入所検討中 ２人
- ・令和６年度は利用しない見込 １人

②介護家族支援レスパイト利用者

現行制度同様の制度であるため、制度移行についての影響はない。

６．今後のスケジュール

時 期	内 容
令和７年１月～２月	事業実施要綱の制定
令和７年２月～３月	受入施設の調整（社会福祉法人に協力依頼等）
令和７年３月下旬	随意契約（協議）
令和７年４月１日（運用開始）	生活支援ハウス運営事業実施要綱及び 介護家族支援レスパイト事業実施要綱廃止

（所 見）

令和７年度から「高齢者緊急ショートステイ事業」を新たに立ち上げ、これまで行ってきた「生活支援ハウス事業」と「介護家族支援レスパイト事業」は令和６年度末で廃止し、この二つの事業に代わるものとして始めるという。

高齢者や要介護高齢者等に緊急的な支援が必要な場合、ショートステイの提供で介護者の負担軽減と高齢者福祉の向上を図る目的であるという説明であった。

これまで必要とされた二つの事業を廃止して行う事業であれば、どちらの対象者においても取りこぼしなく支援されるよう、隙間のないスキームにしていきたい。

また説明では、委託料は８,５００円であり、本人負担を含め１,７５０円割高となるが、ショートステイの受け入れ先に不確定要素もあるということから、事業を進めるうえでは、確実な対応ができるよう、万全な体制の構築を望むものである。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査④（現地調査）】

1. 日 時：令和6年11月15日（金） 午後1時30分～午後2時15分

2. 場 所：登米市立佐沼小学校

3. 事 件：登米市のICT教育について

4. 参 加 者：委員長 田口 政信、副委員長 熊谷 康信
委 員 鈴木 実、首藤 忠則、佐藤 千賀子、岩淵 正宏、
伊藤 栄、八木 しみ子

（教育委員会）教育部長 小林 和仁、教育部次長兼教育総務課長 阿部 信広、
学校教育課長 猪股 勝徳、活き生き学校支援室長 林 宏也、
教育支援センター所長 箱石 雄悟、
教育総務課長補佐（総合調整） 千葉 敬子

（議会事務局）主査 小野寺 崇

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

■登米市のICT教育について（現地調査）

（概 要）

登米市教育支援センター授業力向上研究部による「第2回授業づくり研修会（算数）」について、授業へのタブレット活用等の状況を確認するため、現地調査を実施したもの。

○内容 研究主題

「児童生徒の主体的・協働的な学びの実現に向けた授業改善」
～登米市学習スタンダードを活用した授業実践をとおして～
3 学年 算数 単元名「数の表し方やしくみを調べよう（小数）」

○授業者 研究員 佐沼小学校 千葉 泰彦 教諭



（所 見）

佐沼小学校3年生の算数の授業において、タブレットを活用した授業の視察を行った。

GIGAスクール構想が始まって5年目となり、本市においても1人1台端末の配備が完了し、学習道具・教具の一つとして、その活用の現状を視察したが、今回の授業を通じて、登米市学習スタンダード「やるぞ」「そうか」「なるほど」「わかった」「できた」の5つの視点に基づく「指導事項（児童生徒へ付けたい力）」の明確化により、「安心して考えを伝え合える学級づくり」に取り組んでいる様子を確認することができた。

タブレットを使って勉強をすることについての感想を児童数名に聞いたところ、「とても楽しい」と答えており、タブレットが子供たちの学習に抵抗感がなく活用されていることが確認できた。

今後は、よりICT化を進めていく流れだと思うが、子供たちの学習意欲を高め、学力の向上につながる取組を期待するものである。

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査⑤】

1. 日 時：令和6年11月15日（金） 午後2時35分～午後4時36分

2. 場 所：迫庁舎 3階 第2委員会室

3. 事 件：学校プール施設及び水泳授業の取扱いについて

4. 参 加 者：委員長 田口 政信、副委員長 熊谷 康信
委 員 鈴木 実、首藤 忠則、佐藤 千賀子、岩淵 正宏、
伊藤 栄、八木 しみ子

（教育委員会）教育部長 小林 和仁、教育部次長兼教育総務課長 阿部 信広、
学校教育課長 猪股 勝徳、生涯学習課長 守屋 乃扶子、
学校再編推進室長 安部 保男、
迫図書館長兼登米図書館長 木村 浩之、
教育総務課長補佐（総合調整） 千葉 敬子

（議会事務局）主査 小野寺 崇

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

■学校プール施設及び水泳授業の取扱いについて

(概 要)

1. 学校プール施設の現状と課題

学校教育における水泳授業は、水に親しみながら体力の向上を図るとともに、生命の安全確保にもつながる運動として、大変意義のあるものである。本市の水泳授業は、6月中旬から一カ月半程度実施しているが、近年では猛暑による熱中症のおそれや天候の影響により、計画的な授業の実施が難しくなっている。

市内小中学校のプール施設は昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて整備されたものが多く、令和 6 年度時点で築後 30 年以上経過している学校は、小学校で 16 校、中学校で 6 校にのぼり全 31 校のうち約 7 割を占めている。老朽化した施設の維持管理は多くの費用がかかり、また、日常の水質管理などの業務は、教員の負担にもなっている。

2. 今後の学校プール施設のあり方

学校プールの利用期間は短期間に限られているが、水質維持のための施設管理や薬剤の購入など毎年、維持管理経費が発生することに加え、施設の老朽化により、改修が必要となった場合、多額の費用が発生している状況である。

このような状況において、学校教育における水泳指導の必要性を認識する中、児童・生徒に対する安全・安心な授業の実現、教員の負担軽減、改築時期を迎える施設整備の負担軽減など、今後、学校プール施設の更新や新設にあたっては、利用実態や費用対効果を踏まえ原則行わず、水泳授業については下記比較表により、学校や保護者等のご意見をいただきながら学校ごとに判断していくものである。

3. 水泳授業の取扱い

○水泳授業代替手法の検討に係る比較表

項目 パターン	区分	授業期間	指導者	移動手段	学校負担
A	市民プール	スケジュール調整が必要となるが、天候に左右されず授業を実施でき、夏季期間以外の利用も可能。	派遣された専門のインストラクターの指導により、質の高い効果的な授業が可能。	目的地までの移動時間 15 分、距離 10 km以内を目安とし、バスで送迎。	施設の維持管理、水質管理業務などが不要となり、教員等の負担軽減が図られる。
B	民間プール	スケジュール調整が必要となるが、天候に左右されず授業を実施でき、夏季期間以外の利用も可能。	専門のインストラクターの指導により、質の高い効果的な授業が可能。	目的地までの移動時間 15 分、距離 10 km以内を目安とし、バスで送迎。	施設の維持管理、水質管理業務などが不要となり、教員等の負担軽減が図られる。
C	学校共同プール	学校間でのスケジュール調整が必要。通常の水泳授業期間。	教員が基本となる。	移動時間 15 分、目的地までの距離 10 km以内を目安とし、バスで送迎を行う。	一部負担軽減は図られるものの、利用する学校側の施設維持管理、水質管理業務などが必要となる。

(所 見)

近年は猛暑による熱中症の恐れ等で、計画的な水泳授業が難しくなっていることを考慮すれば、市民プール等で空調設備のある施設を利用することは理解できる。

また、施設の維持管理、日常の水質管理業務が不要となり、教員等の負担軽減も図られる上、専門のインストラクターが水泳の指導をすることにより、教員は安全面の監視に集中できることは効果的と判断する。

しかしながら、市民プール等から離れた学校については、学校（教員）や保護者も含め検討を重ねる必要がある。具体的に学校ごとの対応方法を提示し、理解をいただくよう努めていただきたい。併せて、夏季休業中のプール利用についてはどうするのか等、想定される課題を整理し、今後も調査・検討を進められたい。